# ひとり親家庭 応援ハンドブック







# 目 次

01

# はじめに

目的 …P 1 こわかセンター …P 1

03

# 子育ての応援

保育 …P11 ー時的な預かり …P12 放課後の居場所 …P14 就学の支援 …P15 進学のための奨学金…P16

05

# その他の応援

困ったときは …P20

02

# 暮らしの応援

手当…P 2医療費の助成…P 4年金・税…P 6資金の貸付…P 8生活の支援…P10

04

# お仕事の応援

相談・支援 …P18 資格取得の助成 …P19

06

# 連絡先

連絡先一覧 …P21

# ◎ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)

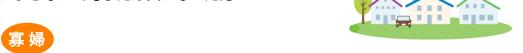
母子



次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者が死亡した方
- ・配偶者の生死が不明な方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・配偶者が拘禁されており、その扶養が受けられない方
- 婚姻によらないで母または父になった方

# ◎寡婦



かつては母子家庭の母であり、子どもが成人した後も配偶者のない状態の方

# はじめに

このハンドブックは、佐渡市にお住まいのひとり親家庭の方が利用できる制度やサー ビスについてお知らせし、ひとり親家庭の皆さんを応援することを目的としています。

子育てのこと誰かに 相談したいけど 頼れる人がいない…



仕事、どうしよう?

ひとり親家庭には どんな支援が あるの?

ひとりで悩んでいませんか?

ハンドブックを参考にしていただき、分からないことやもっと詳しく知りたいことが あれば、それぞれの制度・サービスごとに担当窓口と問合せ先を示してありますので、 ぜひ気軽にお問い合わせください。 👩 🗊 このマークが目印です。

# 子ども若者相談センター



子ども若者課では、制度のご案内や手続きのほか、子どもに関する相談業務を「佐渡 市子ども若者相談センター(通称:こわかセンター)」で行っています、

子どもから39歳までの若者を対象とした相談を中心に、ひとり親家庭の相談も受け 付けています。

- ◇発達相談 … 子どもの成長・発達に関する相談
- ◇家庭児童相談 … O~18歳までの子どもと家庭の相談
- ◇若者相談 … 16~39歳までの若者に関する相談
- ◇ひとり親家庭相談 … 18歳までのお子さんのいる家庭に対して、就職や子どもの 学習などの相談

問合せ:子ども若者相談センター(こわかセンター)



📧 0259-58-8077



# 暮らしの応援 ~ 垂当~



# 児童扶養手当





高校卒業まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(障がいがある方 は20歳未満)を監護し、生計を同一にする父または母、養育者(扶養義務者等)に支 給されます。

## 《受給の要件》

◎対象者:次のいずれかの児童を扶養しているひとり親または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡または生死不明である児童
- ・父または母が重度の障がいを有する児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

など

- ◎受給要件に該当しても次の場合、手当は支給されません
  - ・対象者及び同居の家族の前年所得が一定以上あるとき ※所得制限参照
  - 受給対象者や児童の住所が日本にないとき
  - 児童が児童福祉施設に入所したり、里親に預けられたとき
  - ・父または母が婚姻しているとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係であるときを含む) など

### 《手当の支給》

手当の支給は、申請を受理した月の翌月分からです。

受給者及び同居の家族の前年の所得が下記の所得制限額以上ある場合は、手当の全部 または一部の支給が停止となります。

# 《手当月額》

児童数	支給区分	全部支給	一部支給	支給停止
1	人	月額 43,160円	月額 43,150円~10,180円	0円
2	人	月額 53,350円	月額 53,330円~15,280円	0円
3	人	月額 59,460円	月額 59,430円~18,340円	0円
4 人以降		1人増えるごと	に3,060円~6,110円を加算	0円

# 《支払月》

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月(奇数月)に2か月分を支給します。

## 《所得制限》

税法上の扶養親族等の数		本	扶養義務者等	
		全部支給	一部支給	八段我仂有书
0	人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4 人 以 上			以下 380,000円ずつ加算	

- (注1) 所得制限額は、地方税法上の総所得額から各種控除を行った後の所得額について適用します。
- (注2) 所得には、児童の父または母からの養育費8割を含めます。
- (注3)申請者に老人扶養親族がいる場合は1人につき100,000円、特定扶養親族がいる場合は1人 につき150,000円を加算した額が限度額になります。
- (注4)扶養義務者に老人扶養親族がいる場合は1人につき60,000円を加算した額が限度額になりま す。(ただし扶養状況により加算額が異なる場合あり)

## 《その他》

- 毎年8月に受給資格確認のため現況届を提出していただきます。
- 受給要件に該当しなくなった場合や変更があった場合は速やかに届け出てください。

問合せ:子ども若者課子育て支援係

0259-63-3126

# 児童手当





中学卒業まで(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している方に 支給されます。手当の支給は、申請を受理した月の翌月分からです。(ただし月末に出生 ・転入した場合、その翌日から15日以内に申請すれば出生・転入日の翌月分から支給)

# 《支給月額》

児童の年齢	支給月額 (児童1人あたり)	
3歳未満	15,000円	
3歳以上~小学校修了前	10,000円	
3歲以上"外子伙修」則	(第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

(注)「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳 に達する日以後最初の3月31日まで)の養 育している児童のうち3番目以降をいいます。

# 《所得制限》

扶養親族等人数	所得制限額	
0 人	622万円	
1 人	660万円	
2 人	698万円	
3 人	736万円	
4 人	774万円	
5人以降	1人増えるごとに38万円を加算	

(注) 受給者の所得が上記の所得限度額以上の場 合、支給額は児童1人あたり一律5,000円 となります。(特例給付)

## 《支払月》

毎年6月、10月、2月に4か月分を支給します。

## 《その他》

- 毎年6月に受給資格確認のため現況届を提出していただきます。
- 公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

問合せ:子ども若者課子育て支援係



© 0259-63-3126

# 暮らしの応援 ~ 医療費の助成 ~

# ひとり親家庭等医療費助成





高校卒業まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(障がいがある方は20歳未満)を監護する父、母または養育者(扶養義務者等)と児童に、医療費の本人負担額の一部を助成します。

◎対象者:健康保険の加入者で、次のいずれかの児童を扶養しているひとり親または 養育者及びその児童

- ・父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡または生死不明である児童
- 父または母が重度の障がいを有する児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

など

## 《助成の方法》

- 助成を受けるには「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付申請が必要です。
- 受給者証の有効期間の開始日は申請日の翌月からです。
- 医療機関で受診するときに、窓口に健康保険証と受給者証を提出してください。支払いの際に、健康保険適用後の自己負担額から次の一部負担金を超えた額が助成されます。

区分	一部負担額				
外来	1回 530円				
75米	※同月中に同じ医療機関で受診する場合、5回目以降は無料です。				
	1日 1,200円(ただし、高校卒業相当までの児童は無料です)				
入院	※入院時の食事代は、これとは別に負担が必要です。ただし、健康保険から				
	標準負担額減額認定証を交付されているときは食事代が無料となります。				

(注) 県外の医療機関で受診する場合は、受給者証が適用されません。その場合、医療機関では自己負担額全額を支払っていただき、市の窓口に領収書・印鑑・預金通帳(振込口座確認)をご持参のうえ医療費助成の申請をしてください。

税法上の

## 《所得制限》

児童扶養手当に準ずる所得制限があります。

# 《その他》

- ・毎年8月1日から8月31日の間に 受給資格確認のため受給者証の更新申請が必要です。
- 受給要件に該当しなくなった場合や変更があった場合は速やかに届け出てください。

扶養人数		中明日本八	八良我加甘节
0	人	1,920,000円	2,360,000円
1	人	2,300,000円	2,740,000円
2	人	2,680,000円	3,120,000円
3	人	3,060,000円	3,500,000円
4 人以上		1人につき380,	000円ずつ加算
 -			

由請者木人

問合せ:子ども若者課子育て支援係 🗥 0259-63-3126

# 国民健康保険一部負担金の免除・猶予







災害、火災などのため医療費の一部負担金(自己負担額)の支払いが困難なときに 一部負担金が免除・猶予される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ:市民生活課保険年金係

**10259-63-5112** 



# **障がいがあるお子さんの手当・医療**

### 【特別児童扶養手当】

障がいのある児童を監護している方に支給されます。所得制限があります。

児童扶養手当と両方受給することができますが、児童が公的年金を受けられる場合 や、児童福祉施設等に入所している場合は受給できません。

◎対象者:心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または 母、養育者(扶養義務者等)

◎支給額:重度障がい児を監護している方 月額52,500円 中度障がい児を監護している方 月額34,970円

## 【障害児福祉手当】

重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に支給されます。 ただし、児童が公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設等に入所している場合 は受給できません。所得制限があります。

◎対象者:重度の障がいがある20歳未満の児童で、在宅で日常生活において常に

介護を必要とする方

◎支給額:月額14,880円

# 【重度心身障害者医療費助成】

重度の心身障がいがある児童に、医療費の本人負担額の一部を助成します。所得制 限があります。

◎対象者:身体障害者手帳1級~3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 の交付を受けている方

◎利用者負担:

外来 … 1回530円(同月中に同じ医療機関で受診する場合、5回目以降は無料) 入院 … 1日1,200円(ただし、高校卒業相当までの児童は無料)

الراق الأدار والأمر والتروا والبراء والواما والروواة ا

※その他の障害福祉サービス等について、詳しくはお問い合わせください。

問合せ: 社会福祉課障がい福祉係 🕝 0259-63-5113

# 暮らしの応援 ~ 年金・税 ~

# 遺族基礎年金

母子



国民年金の加入者が死亡したとき、子どもがいる配偶者または子どもに遺族基礎年金 が支給されます。

◎対象者:死亡者に生計を維持されていた配偶者またはその子ども

※子ども=18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども(一定の障がい がある方は20歳未満)

◎受給要件:死亡者が、死亡日の前日に死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険 料の滞納をしていない。または、死亡日までの加入期間の3分の2以上保

険料を納めていること。

# 寡婦年金



国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間等が10年以上ある夫が年金を受 け取らず死亡したとき、その妻に支給されます。

◎対象者:死亡者の妻。支給期間は60歳から65歳に達する日まで

◎受給要件:死亡者の保険料納付済期間や免除期間の合計が10年以上あり、かつ夫の

死亡時に生計を維持されており、婚姻関係が10年以上あったこと。

# 死亡一時金







国民年金の加入者が死亡したとき、遺族基礎年金または寡婦年金を受けられない遺族 に支給されます。

の対象者:遺族基礎年金または寡婦年金を受けられない遺族

◎受給要件:死亡者が3年以上保険料を納め、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも 受給していないこと。

# 国民年金保険料の免除・猶予 母子 父子 寡婦





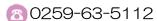


経済的な理由などで国民年金保険料を支払うことができない場合、申請することで保 険料が免除・猶予されます。ただし、免除・猶予された場合は、将来受ける年金が減額 されることがあります。

◎対象者: •20歳から60歳の方で、保険料を支払うことが困難な場合

・ 障害基礎年金受給権者や生活扶助を受けている方 など

このページの問合せ:市民生活課保険年金係



# 遺族厚牛年金







厚生年金に加入していた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

◎対象者:死亡者に生計を維持されていた配偶者、子ども、父母など。

◎受給要件:死亡者が、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納をしていない。

または、死亡日までの加入期間の3分の2以上保険料を納めていること。

問合せ:日本年金機構 新潟西年金事務所

## テレビ電話でも相談できます

佐和田行政サービスセンター1階に設置されたテレビ電話を通じて、日本年金機構の職員へ直接 年金についての相談をすることができます。相談には事前に電話予約が必要です。

⇒ 新潟两年金事務所025-225-3008(自動音声5番)

# 税金の控除









# ★ひとり親控除(母子・父子)

子どもを養育するひとり親の方が一定の要件を満たす場合、所得税・住民税の控除を受け ることができます。

◎控除額:所得税35万円、住民税30万円

◎要 件:その年の12月31日時点で下記に該当すること

- ①結婚をしていない(または夫・妻の生死が不明)
- ②前年の合計所得金額が500万円以下
- ③前年の合計所得金額が48万円以下の「生計を一にする子」がいる
- ※2020年分以降の所得から適用。2019年分以前の所得には適用されません。
- ※事実婚の状態である方は対象外となります。

## **★寡婦控除**(寡婦)

夫と死別または離別した後再婚していない方が一定の条件を満たす場合、所得税・住民税 の控除を受けることができます。

◎控除額:所得税27万円、住民税26万円

◎要 件:その年の12月31日時点で下記に該当すること

- ①夫と死別または離別した後再婚していない(生死不明含む)
- ②前年の合計所得が500万円以下
- ③前年の合計所得金額が48万円以下の「生計を一にする扶養親族」がいる (離別の場合のみ)
- ※2020年分以降の所得から適用。2019年分以前の所得は従来の制度が適用されます。
- ※事実婚の状態である方は対象外となります。

# 住民税の非課税適用







ひとり親・寡婦の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税と なります。

問合せ:税務課市民税係 🕝



0259-63-5110

# 暮らしの応援 ~ 資金の貸付 ~

# 母子•父子•寡婦福祉資金貸付金

母子父子。寡婦



新潟県が実施する貸付制度です。母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的自立を お手伝いし、児童の福祉の増進を図るため、資金の貸付を行っています。

◎対象者:母子・父子家庭の父または母、寡婦、これらの方が扶養する児童(20歳以 上含む)など。

## 《貸付の要件》

- 税、公共料金等の滞納がないこと。
- ・ 金融機関や他の制度により資金を借り受け、その返済金の未納がないこと。 など

# 《資金の種類》

次ページの『母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表』をご覧ください。

## 《注意事項》

- 資金の種類により有利子・無利子があります。
- 連帯保証人が必要となる場合があります。
- 貸付の必要性、返還能力、連帯保証人などについて審査があります。

母子

申請書を受け付けてから貸付金の交付まで通常1~2か月かかります。資金が必要 な時期を考えてお早めにご相談ください。

問合せ:佐渡地域振興局 健康福祉環境部 70259-74-3398

# 生活福祉資金貸付制度





新潟県社会福祉協議会が実施主体となって、資金の貸付と必要な相談支援により、経 済的自立と安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。他に公的給付 貸付制度を受けられる場合は、そちらが優先されます。対象となる条件や事前審査が

あります。

# 《資金の種類》

総合支援資金 … 生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

… 福祉費、緊急小口資金(限度額10万円)

教育支援資金 … 教育支援費、就学支度費 など

※総合支援資金と緊急小口資金の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援制 度における自立相談支援事業の利用が要件となります。詳しくはお問合せください。

問合せ:(福)佐渡市社会福祉協議会福祉課生活支援係



8 0259-81-1155



# 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表



種類	対象	内容	用途	限度額	返済期間
修学資金	児童	高校、高専、短大、大学、大学 院または専修学校に就学するた めに必要な資金	授業料、書籍代、通学 費など	月額 27,000円~183,000 円学校種別、通学方法等に より異なる	15年
就学支度資金	児童	高校、高専、短大、大学、大学 院または専修学校に入学するた めに直接必要な資金	入学金、制服代など	63,100円~590,000円 学校種別、通学方法等によ り異なる	10年
就職支度資金	母・父 寡婦 児童	就職するために直接必要な資金	被服、履物、通勤用自 動車などの購入費	100,000円 (自動車購入は 330,000円)	6年
修業資金	児童	児童が事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するための資金	資格取得授業料、運転 免許取得(高校3年在 学中に限る)など	月額 68,000円 (運転免許取得は 460,000円)	10年
技能習得資金	母·父 寡婦	事業を開始または就職するため に必要な知識技能を習得するた めの資金	資格や運転免許取得の 授業料、材料費、交通 費など	月額 68,000円 一括 816,000円 (運転免許取得は460,000円)	10年
医療介護資金	母·父 寡婦 児童	医療・介護を受けるために必要 な資金(期間1年以内に限る)	医療・介護費の自己負担分	医療 340,000円 (所得税非課税は480,000円) 介護 500,000円	5年
	母·父 寡婦	知識技能習得期間中の生活の安 定に必要な資金		月額 141,000円 (生計中心者でない場合は 月額 70,000円)	10年
生活資金	母・父 医療・介護を受けている期間中 寡婦 の生活の安定に必要な資金	生活補給資金	月額 105,000円 (生計中心者でない場合は 月額 70,000円)	5年	
	母、父	母子家庭または父子家庭となっ て7年未満の母または父の生活 の安定に必要な資金		月額 105,000円	8年
住宅資金	母·父 寡婦	住宅の建築、購入、補修、保 全、改築または増築に必要な資 金	建築費など	1,500,000円 (増改築は 2,000,000円)	6年または 7年
転 宅 資 金	母·父 寡婦	住宅の移転に必要な資金	敷金、賃借料など	260,000円	3年
結 婚 資 金	児童	母子家庭または父子家庭の児 童、または寡婦が扶養する児童 の結婚に際し必要な資金	挙式披露宴経費、家具 等購入費など	300,000円	5年
事業開始資金	母·父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備 等の購入資金	設備、什器、機械など の購入費	2,870,000円	7年
事業継続資金	母・父 寡婦	現在営んでいる事業を継続する ために必要な商品等を購入する 運転資金	商品、材料などの購入費	1,440,000円	7年



# 暮らしの応援 ~ 生活の支援 ~



# 生活困窮者自立支援事業







就職が上手くいかない、家族の介護で働くことができないなど様々な事情で生活にお 困りの方に、家計の再建や就労に向けた支援など悩みに応じた支援プランを作り、相談 員が寄り添いながら自立に向けての支援を行います。

問合せ:(福)佐渡市社会福祉協議会 生活自立相談支援センター 🗥 0259-81-1155



# 生活保護







病気や失業などで生計を維持することが難しいとき、家庭の状況に応じて最低限度の 生活ができるよう援助する制度です。家庭の収入と国が定める生活費の基準とを比較し て、不足分が支給されます。

問合せ:社会福祉課援護係

**8** 0259-63-5113

# 母子生活支援施設





配偶者がいない女性またはそれに準ずる事情にある女性が、その子ども(18歳未満) と一緒に入所できる施設です。入所された方には、仕事や育児、生活のことなど様々な 心配ごとを相談できる女性相談員などの専門員が、自立に向けたサポートを行います。 入所には、面接・審査を受けていただく必要があります。まずはご相談ください。

問合せ:子ども若者課母子生活支援施設

<u></u> 0259-63-3126

# 公営住宅







収入が少ない等の理由で住宅にお困りの方に供給することを目的に建てられた住宅で す。入居申し込みには所得などの資格要件があります。

入居者の募集は、市報、佐渡市ホームページでお知らせしています。

問合せ:建設課住宅・都市計画係

0259-63-5118



# 子育ての応援~保育~

# 幼児教育・保育の無償化



令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。 次のお子さんを対象に、幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料を無償化します。

- 3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)の全てのお子さん
- の歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さん(ただし住民税非課税世帯のみ対象)
- ◎佐渡市独自の減免制度があります。

副食費(おかず・おやつ等)が無償となります。(年少~年長) 2人目以降無償化も継続されます。

◎無償化の対象外:主食費(ごはん)、行事費(教材費など)、延長保育利用料、 認可外保育施設等利用料

# ※認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる場合があります。

ー時預かり事業(12ページ)、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事 業(13ページ)の利用も保育の必要性等の条件を満たすと無償化の対象となる場合があ ります。詳しくはそれぞれの担当窓口へお問い合わせください。

問合せ:子ども若者課園児支援係



0259-63-3126

# 子育て支援センター 母子





未就園児とその保護者が利用できる育児支援施設です。親子の交流、育児相談のほか 本の読み聞かせなど行っています。※子どものみお預かりすることはできません。

施設名	所在地	電話
りょうつ子育て支援センター	住吉280番地1(両津東保育園内)	24-7077
たかち保育園地域子育て支援センター	高千1011番地1(たかち保育園内)	78-2959
おでかけ支援センター(毎週月・木)	相川栄町1番地(あいかわ開発総合センター内)	10-2909
さわた子育て支援センター	河原田本町394番地(佐渡中央会館内)	52-0011
かない子育て支援センター	千種丙202番地1(金井保育園内)	63-5505
小木子育て支援センター「どんぐりクラブ」	小木町1522番地(小木保育園内)	86-1121
平泉保育園子育て支援センター「ひまわり」	泉甲507番地4(平泉保育園内)	63-2074
地域子育て支援センター「まのワンピース」	吉岡912番地1(真野第1保育園内)	55-2133
地域子育て支援センター「トキっ子ひろば」	新穂瓜生屋359番地1 (新穂トキっ子保育園内)	22-2148
地域子育て支援センター「おおぞら吉井」	吉井本郷519番地(佐渡保育専門学校内)	63-6613

問合せ:子ども若者課子育て支援係



# 子育ての応援 ~ 一時的な預かり ~



# 一時預かり

母子



家族の病気や急な介護による一時的な保育に対応するため、一時預かりを実施して います。

◎実施施設:

地区	施設名	電話	地区	施設名	電話
両津	両津東 保育園	24-7001	佐和田	河原田保育園	52-2247
金井	金 井 保育園	63-2227		私 沢 根 保育園	52-6613
畑野	畑 野保育園	66-2082	新穂	私 新穂トキっ子保育園	22-2148
小木	小 木 保育園	86-2153	真野	私 真野第1 保育園	55-2133

◎対象児童:佐渡市に住所のある満1歳から小学校就学前の子ども

◎利用限度: ・保護者の就労 週3日 ・保護者のリフレッシュ 月7日

保護者の病気等 月14日

◎利用時間:月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時まで

◎利用料:1日1,800円、半日(4時間以内)900円

給食を利用する場合、3歳以上220円、3歳未満380円加算

※私立保育園の利用は各園に直接お申し込みください。

# 土曜日午後保育





父または母の就労、疾病などの保育を必要とする理由がある場合に利用できます。

◎実施施設:

地区	施設名	電話	地区	施設名	電話
両津	梅津保育園	27-2824	佐和田	私 双 葉 保育園	57-2818
相川	相 川 保育園	74-2244		私 沢 根 保育園	52-6613
佐和田	河原田保育園	52-2247	新穂	私 新穂トキっ子保育園	22-2148
金井	金井保育園	63-2227	真野	私 真野第1 保育園	55-2133
並升	私 平 泉 保育園	63-2024	吴均'	私 真野第2 保育園	58-2235
小木	小 木保育園	86-2153	羽茂	私羽茂こども園	88-2355

◎利用時間:午前7時30分から午後7時まで

◎利用方法:利用月の前月10日までに保育園に申し込んでください。 ◎注意事項: ・お弁当・飲み物・午後のおやつを持参してください。

上記5園(市立)以外の在園児が利用する場合、布団・着替え・

オムツ等は保護者が用意してください。

※私立保育園の利用方法は園により異なります。各園にお問い合わせください。

このページの問合せ:子ども若者課園児支援係



© 0259-63-3126



病状が安定し回復に向かっている子どもを専用施設で一時保育します。病状の変化に 対応できるよう病院と連携しながら、保育士や看護師が保育を担当します。

利用にあたっては、事前登録と予約が必要です。また、受診した医師からの「病状連絡票」が必要となります。

◎実施施設:

施設名	所在地	電話
両津病後児保育室「あさひ」	住吉280番地1(両津東保育園内)	24-7070
金井病後児保育室「ほほえみ」	千種丙202番地1(金井保育園内)	63-5535

◎対象児童:保育園、幼稚園、小学校のいずれかに通い、保護者の就労などで家庭

での保育ができない状況にある子ども

◎利用方法:事前登録→医療機関受診(医師が病状連絡票を記入)→電話予約

※予約は原則として前日までに病後児保育室へ電話してください。

◎利用時間:月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時まで

◎利用料:1日2,000円、半日(4時間以内)1,000円

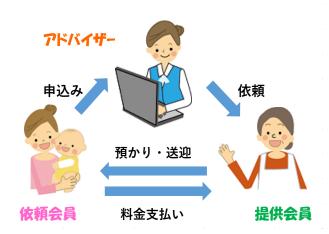
※子育てエンジョイカードをご提示いただくと半額になります。

問合せ:子ども若者課園児支援係 🙈 0259-63-3126

# トキの島ファミリー・サポート・センター







子育てのお手伝いをしてほしい方(依頼会員)と、お手伝いしてくれる方(提供会員)の会員制度で、アドバイザーが地域やご希望の時間帯などを照合し、条件が合う会員同士を紹介します。

ちょっとの時間子どもを見てほしい、学校まで代わりに迎えに行ってほしい、そんな時はファミサポをご利用ください。

依頼会員: O歳から12歳までの子どもの保護者 提供会員: 子どもの預かり・送迎ができる方 両方会員: 依頼会員と提供会員を兼ねる方

◎サービス:子どもの預かり、子どもの送迎

◎利 用 料: 月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで 1時間700円

上記以外の時間(土曜・日曜・祝日は終日) 1時間800円

※ひとり親の方は1時間400円の助成があります。

◎登録料:無料です。

問合せ:子ども若者課トキの島ファミリー・サポート・センター事務局

© 0259-63-3126



# 子育ての応援 ~ 放課後の居場所 ~

# 放課後児童クラブ(学童保育)

母子

父子

放課後や学校の長期休業時に、保護者が就労等で家庭にいない小学生が安全に過ごせ る生活の場です。児童支援員が、児童の健康・安全・情緒面に配慮しながら、遊びを主 とする自主的な活動を指導します。

◎対象児童:佐渡市内の小学校に在学し、就労等で昼間家庭に保護者等がいない児童

◎利用時間:平日(授業のある日)授業終了後から午後7時まで

土曜・長期休業・代休日 午前7時30分から午後7時まで

◎利 用 料: 利用日数により算定されます。

利用日数	利用料金(月額)		
小川田山奴	8月以外	8月	
1日~ 9日	1,000円	2,000円	
10日~19日	2,000円	3,000円	
20日~	3,000円	4,000円	

※同一世帯で2人以上利用の場合、2人目は半額、3人目以降は無料。 ※ひとり親家庭は、申請により利用料が半額になる減免制度があります。

◎登録料:利用料のほかに登録・保険料年額1,000円が必要です。 ◎申請方法:毎年12月~1月頃に次年度の利用希望者を募集します。

◎定

地区	クラブ名	定員	地区	クラブ名	定員	地区	クラブ名	定員
両津	両 津児童クラブ	40人	佐和田	佐和田児童クラブ	80人	真 野	真 野児童クラブ	40人
	両津吉井児童クラブ	20人	金井	金井第1児童クラブ	40人	小木	小 木 児童クラブ	30人
相川	相 川 児童クラブ	40人	並升	金井第2児童クラブ	40人	羽茂	羽 茂 児童クラブ	40人
	七 浦 児童クラブ	30人	新穂	新 穂 児童クラブ	40人	赤泊	赤 泊 児童クラブ	20人

### 児 童 館

母子



満18歳未満の子どもが利用できる遊びの場です。登録・利用料は無料です。

()施 設:

地区	施設名	所在地	電話	
両 津	ちのわの家	春日1150番地20	23-5530	
畑野	畑 野 児 童 館	畑野767番地3	66-3749	

◎利用時間:月曜日から金曜日 午前12時から午後6時まで

土曜・日曜・祝日 午前10時から午後5時まで

◎休館 日: お盆、年末年始は休館します。

このページの問合せ:子ども若者課子育て支援係 🔼 0259-63-3126







# 子育ての応援 ~ 就学の支援 ~



# 就学援助



子どもが小学校・中学校に在学し、経済的にお困りの家庭に義務教育にかかる費用 の一部を援助する制度です。

◎対象家庭: ①生活保護が廃止または停止になった家庭

②市民税が非課税の家庭

③経済的援助が必要な家庭(下の表を参考にしてください)

例	世帯人数	家族構成の例	家庭の総所得額の目安	
1	2人	父28歳、小学1年	201万円程度以下	
2	3人	母30歳、小学3年、幼稚園年中	238万円程度以下	
3	4人	父45歳、母42歳、小学5年、中学2年	292万円程度以下	
4	5人	父35歳、母32歳、小学1年、小学4年、幼稚園年少	302万円程度以下	
5	6人	父38歳、母41歳、小学4年、中学2年、祖父68歳、祖母65歳	365万円程度以下	

※あくまでも目安です。世帯の構成等により変動します。

# ◎援助内容:

項目	内容	援助額(年額)	
		小学校1年生 13,230円	
	ノート・筆記具などの購入費	小学校2~6年生 15,500円	
学用品費	宿泊を伴わない校外活動経費	中学校1年生 25,040円	
于用即具		中学校2~3年生 27,310円	
	宿泊を伴う校外活動の交通費・見学料	小学校 上限 3,690円	
	旧加を作り収が泊勤の交通員。先子科	中学校 上限 6,210円	
新入学児童学用品費	小学校入学の際に必要なランドセル等	   次年度小学校1年生	
【新入学準備金①】	の購入費	《牛皮尔子仪1牛生 31,000 ]	
新入学生徒学用品費	中学校入学の際に必要な学生服・カバ	   次年度中学校1年生	
【新入学準備金②】	ン等の購入費	次年及中子校1年上 00,000mm	
   修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費・宿泊	実費	
	費・見学料等	(参加者が均一に負担する経費)	
クラブ活動費	小学校における授業のクラブ活動、中	小学校 2,760円	
7 7 7 / / / / / / / / /	学校の部活動に要する費用	中学校 30,150円	
生徒会費	学校が徴収する生徒会費・児童会費	小学校 上限 4,650円	
工化五貝		中学校 上限 5,550円	
PTA会費	学校がPTA会費として徴収する費用	小学校 上限 3,450円	
1 1 八五貝		中学校 上限 4,260円	

※上記の他にも給食費、医療費などの援助があります。

※【新入学準備金①、②】は入学前の3月に受け取ることができます。

◎申請方法:毎年4月に学校を通じて申請書を配布しますので、指定の期日までに 学校へ提出してください。

> 新入学準備金については、次年度入学予定の子どもがいる家庭に申請 書を送付します。

ご希望の場合は、教育委員会へ提出してください。

**2**0259-58-7355 問合せ:教育委員会学校教育課学事係



# 子育ての応援 ~ 進学のための奨学金 ~

# 佐渡市の奨学金 母子 父子 寡婦



佐渡市では、子どもの修学支援と定住促進のために無利子で奨学金を貸与しています。

## 佐渡市奨学金

佐渡市の生徒・学生の修学を支援するため奨学金を貸与します。

◎対象者:下記の全てに該当する方

次のいずれかの学校へ進学を希望している、または在学している方

高等学校等 … 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、 高等専門学校、専修学校(高等課程)

専修学校等 … 専修学校(専門課程)、短期大学、大学

佐渡市内に住所がある方 ※進学のために転出した場合は、親などの住所が佐渡市にあること

佐渡市から他の奨学金を受けていない方

◎貸与額:高等学校等…月額15,000円、一時金100,000円(入学年度のみ) 専修学校等…入学年度:130万円、100万円、80万円、60万円から選択 入学年度以外:100万円、80万円、60万円、40万円から選択

※募集時期・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ:学校教育課学事係

**8** 0259-58-7355

# 医療技術者奨学資金貸与制度

将来、佐渡市内で医療業務に従事しようとする方へ奨学資金を貸与します。

◎対象者:下記の全てに該当する方

文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成施設 に在学している学生

薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法、保健師助産師看護師法、臨床検査技師等に 関する法律、及び診療放射線技師法の規定により指定を受けた学校・大学・養成施設

- 主たる家計の生計者の前年の合計所得額が700万円以下の方
- 佐渡市から他の奨学金を受けていない方
- 佐渡市内の下記のいずれかの医療施設に従事しようとする方 病院、診療所、老人福祉施設、介護老人保健施設、その他市が設置する施設
- ◎貸与額:1 入学金の全額(入学月から6か月以内に申請する必要があります)
  - 授業料の全額(申請日から卒業月までの納付額)
  - 月額5万円(申請月から卒業月まで)
- ※募集時期・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ:市民生活課健康推進室健康増進係 🚳 0259-63-3115

# 新潟県の奨学金







〇母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 … 10~11ページで紹介しています。

○その他、高校生・大学生等のための貸付制度があります。詳しくは、新潟県ホームペ ージ「奨学金ガイド」でご確認ください。

mww.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/1222020128706.html

問合せ:新潟県教育庁高等学校教育課奨学金係 🕟 025-280-5638

# 日本学生支援機構奨学金







日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度です。経済的な理由により修学が困難な 方に奨学金を貸与します。また、経済的な理由により進学が極めて困難な方には奨学金 を給付します。

◎対 象 者: ・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・大学院に

在学する方

翌年度に大学等へ進学予定の方

◎注意事項:貸付型と給付型があります。

貸付型は、奨学金の種類によって無利子・有利子があります。

学校での成績、父母等の所得制限などの要件があります。

※各学校が窓口になっています。まずは、在学する高校・大学等にお問い合わせくだ さい。

問合せ: ①在学する学校の奨学金担当窓口



②日本学生支援機構奨学金相談センター 🕟 0570-666-301 (ナビダイヤル)

# 教育ローン 母子 父子 寡婦







日本政策金融公庫が取り扱う、国の教育一般貸付(教育ローン)です。ひとり親家庭 は、金利・返済期間等が優遇されます。

◎対 象 者: 中学校卒業以上の子どもの父母等

◎貸付額:子ども1人あたり最高350万円

◎貸付用途:学校納付金(入学金、授業料、施設整備費など)、受験にかかった費用

(受験料、受験時の交通費、宿泊費など)、住居にかかる費用(アパー

ト等の敷金、家賃など)、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費

用、修学旅行費用など

問合せ:日本政策金融公庫教育ローンコールセンター

② 0570-008656 (ナビダイヤル)



# お什事の応援 ~ 相談・支援 ~

# ハローワーク佐渡



ハローワークでは、お仕事探しの「活動準備」「情報収集」「不安ごと解消」などの 相談をもとに、求人情報の提供・職業紹介を行います。

また、活動準備の一環として、就職するために必要な知識・技能を習得するための職 業訓練の斡旋も行っています。職業訓練の入校選考には、ひとり親受講優先枠が設定さ れていたり、雇用保険が受給できないなど一定の条件を満たす場合は、訓練手当・受講 給付金などの生活保障を準備しています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ:ハローワーク佐渡(佐渡公共職業安定所)

🔼 0259-27-2248

# サポステ佐渡サテライト





地域若者サポートステーション(通称:サポステ)は、 就業を目指す15歳から39歳 までの方の就労や職場定着を支援します。就職斡旋のほか、働き方の相談やビジネスマ ナー、パソコンの使い方などの各種講座が受けられます。

問合せ:三条地域若者サポートステーション 佐渡サテライト

Ø 0259-67-7367

# ひとり親家庭等就業相談窓口





新潟県内にお住いのひとり親家庭の母または父、寡婦の方の就業・自立を支援するた め、専門の相談員が職業適性や就業経験に応じた助言、面接の受け方などを指導し、求 人情報の提供から職業紹介まで一貫した就業支援を行っています。

事前予約制による出張相談も行っています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ:ひとり親家庭等就業・自立支援センター

**№** 025-281-5587

または

(株)エム・エスオフィス(県委託)

<u>\_\_\_\_0258-30-1230</u>





# お什事の応援 ~ 資格取得の助成 ~

# 高等職業訓練促進給付金等事業





ひとり親家庭の母または父が、看護師等の資格取得を目的とする養成学校で1年以上 修業する場合に、修業期間(資格により上限が異なります)について訓練促進給付金( 月額100,000円または70,500円)を、修了後に修了支援給付金(50,000円または 25,000円) を支給します。

## 《注意事項》

- 事前相談が必要です。
- 市民税の課税・非課税により支給額が変わります。
- 所得制限があります。

問合せ:子ども若者課子育て支援係



0259-63-3126



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業





ひとり親家庭の母または父が、看護師等の資格取得のために高等職業訓練促進給付金 等事業の訓練促進給付金を受給する場合、養成学校の入学準備に要する資金(上限50 万円)や資格取得後の就職準備に要する資金(上限20万円)を貸し付けます。

養成機関を修了し、取得した資格が必要な職に5年間従事した場合は、貸付金の返還 が免除されます。

問合せ:(福)新潟県社会福祉協議会 生活支援課



025-281-5605

# 自立支援教育訓練給付金事業





ひとり親家庭の母または父が、就業に必要な資格や技能を習得するために講座を受講 したり、養成学校に通学する場合に、経費の最大6割を給付金として支給します。

# 《注意事項》

- 事前相談が必要です。
- 所得制限があります。

問合せ:子ども若者課子育て支援係

**10259-63-3126 109** 



# その他の応援 ~ 困ったときは ~

# 法テラス佐渡





法テラスではお困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切 な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルに あったときには、無料法律相談をご案内します。

思わぬトラブルにあったけれど、どこに相談していいか分からない方や、どうやっ て解決したらよいか分からない方、まずは法テラスへお電話ください。

問合せ:法テラス佐渡



**(8)** 050-3383-5422

# 養育費相談







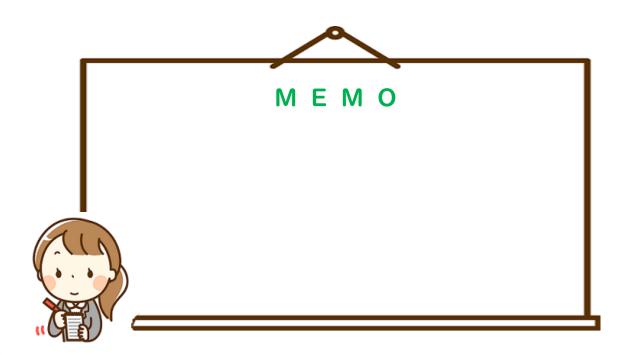
ひとり親家庭の父または母、寡婦の方を対象に、養育費の不払いや金額の変更な ど養育費全般にわたる相談を受けています。

弁護士による無料法律相談も受けています。詳しくはお問い合わせください。

※養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な 経費や教育費、医療費などです。

問合せ: (一社)新潟県母子寡婦福祉連合会 👩 025-281-5546



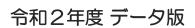






	施設・課名	所在地	電話番号	掲載ページ
佐渡市役所		1	1	l
子ども若者課	子育て支援係			2,3,4,14,19
			0259-63-3126	11
	園児支援係			11,12,13
	母子生活支援施設			10
トキの島ファミ	リー・サポート・センター			13
市民生活課	保険年金係		0259-63-5112	5,6
	健康推進室健康増進係	千種232番地 	0259-63-3115	16
税務課	市民税係		0259-63-5110	7
社会福祉課	障がい福祉係		0259-63-5113	5
	援護係			10
建設課	住宅・都市計画係		0259-63-5118	10
※その他の問合	<u>.</u> せ		(代表) 0259-63-3111	
ユジナ 芋耂桕談。	センター(こわかセンター)	金井新保乙1107番地1	0259-58-8077	1
丁とも石有相談	センダー (こわかセンダー)	(旧金井新保保育園)	0239-36-6011	1
佐渡市教育委員会	会			
<b>学</b> 松 <u></u>	学事係	両津湊198番地	0250 50 7255	15,16
学校教育課		(佐渡島開発総合センター内)	0259-58-7355	13,10
支所・行政サー	ビスセンター			
両津支所		両津湊198番地	(代表)0259-27-2111	
相川支所		相川栄町27番地	(代表)0259-74-3111	
羽茂支所		羽茂本郷550番地	(代表)0259-88-3111	
佐和田行政サー	ビスセンター	河原田本町394番地	(代表)0259-57-2111	
新穂行政サービスセンター		新穂瓜生屋501番地	(代表)0259-22-3111	
畑野行政サービ	スセンター	畑野甲533番地	(代表)0259-66-3111	
真野行政サービ	スセンター	真野新町489番地	(代表)0259-55-3111	
小木行政サービスセンター		小木町1940番地1	(代表)0259-86-3111	
赤泊行政サービスセンター		赤泊2458番地	(代表)0259-87-3111	
掲載団体(市内)				,
(福)佐渡市社会福祉協議会		  畑野甲533番地		
福祉課    生活支援係		(畑野行政サービスセンター内)	0259-81-1155	8
生活自立相談支援センター		(A23135)() = 1 ( 2 1 )   1 3)		10
ハローワーク佐渡		両津夷269番地8	0259-27-2248	18
サポステ佐渡サテライト		真野新町489番地	0259-67-7367	18
		(真野行政サービスセンター内)	5255 57 1007	10
  法テラス佐渡		河原田本町394番地	050-3383-5422	20
		(佐和田行政サービスセンター内)		1





佐渡市子ども若者課 佐渡市千種232番地 電話 0259-63-3126



